

小牧市子ども食堂支援補助金 Q&A

令和6年4月4日版

No.	質問	回答
1	書類はどのように提出すれば良いか。	多世代交流プラザ（ラビオ3階）の窓口へ持参してください。 受付時間：午前10時～午後5時45分 ※毎月第3火曜日とその前日の月曜日（月曜日が祝日の場合は翌々日）は終日対応いたしかねます。
2	年度途中に開催を決定したが、申請は可能か。	毎年度4月から9月までを申請期間とします。ただし、予算の範囲内での受付となります。 また、補助の対象は年度内の活動経費に限ります。
3	補助金は毎年申請することができるのか。	現行では、毎年の申請が可能です。 ただし、毎年度の予算措置となるため、翌年度以降の継続が確約されているものではありません。
4	補助事業者に最低人数や、法人格の有無の規定などはあるか。	特にありません。安全に開催できる人数での開催をお願いいたします。
5	申請時にもらった通知の交付決定額は必ずもらえるのか。	補助事業完了後の報告書類に基づいて最終的な交付額を確定するため、申請時に通知した決定額から増減する可能性があります。 なお、補助事業内容を変更、又は中止、廃止をしようとするときは、速やかに変更内容について市に相談し、必要書類を提出してください。
6	条件を満たした上で申請をすれば必ず補助金が交付されるのか。	先に受理したものから、市の予算の範囲内を原則に交付いたします。 予算の上限に達した後に、変更等承認申請書の提出があった場合は、満額の交付をできかねる場合があります。
7	消耗品とは、どの様なものか。	食事の提供において必要となる、割箸や使い捨て容器（例：紙皿、紙コップ）等すぐに使い切ってしまう物など、低額で使用期間が短い物が消耗品となります。
8	領収書は必要か。	報告時に支出の根拠書類として、領収書の写しの提出が必要です。 なお、補助事業終了年度の翌年度から5年間は保存するようにしてください。
9	「1月に1回以上」とあるが、例外的に、計画時から開催しない月があってもよいのか。	計画時点で開催しない月がある場合は、申請時に様式第2にてその理由を示していただき、適当と認められる際には補助対象とします。 例としては、本来の生業の繁忙期や、やむを得ない事由により、一時的に食品衛生責任者の配置が困難等、安全な開催ができないと想定される場合などが考えられます。
10	「1月に1回以上」とあるが、例外的に、開催できなかった月があってもよいのか。	月1回の開催ができなかった場合は、報告時にその理由を示していただき、適当と認められる際には補助対象とします。 例としては、台風による暴風警報発令や、感染症の流行等により、利用者の安全が十分に確保できない場合などが考えられます。
11	検便の結果は提出する必要があるか。	提出は求めていませんが、必要に応じて確認や提出を依頼する場合がありますので、補助事業者にて保管してください。
12	食品衛生上の届出等を行う必要があるか。	頻度、内容等によって、届出などが必要な事項が異なる場合も想定されるため、管轄の保健所に確認し、所要の手続きを完了した上で実施してください。
13	行事用等保険の補償内容の条件などはあるか。	特に決めていませんが、事故等に備え十分な補償と考えられるものに加入してください。

14	アレルギー対応について、個別対応せずに、あらかじめ使用する食材を周知する形で問題ないか。	事前に使用食材の周知を図る他、食事提供の際に本人または保護者に聞き取りをするなど、十分に配慮の上、適切に対応してください。
15	キッチンカーにて実施する予定だが、ガソリン代は補助対象経費に含まれるか。	ガソリンや光熱水費などは補助の対象外です。
16	参加費は食事の提供内容によって月毎に変動しても良いか。	提供内容による多少の変動は可能です。（申請時、報告時にわかるよう明記してください。）ただし、子どもに対し無料又は低額で食事を提供する事業のみ補助の対象です。
17	利用者に市外在住者が含まれるのは良いか。	市外在住者が含まれていても問題ありません。
18	利用者が負担する参加費とは別に、利用者から寄付を受け取ることは可能か。	任意の寄付であれば受け取っても差し支えありません。受け取った場合は報告時の収入欄に記載してください。
19	児童館と連携とは具体的に何をすれば良いのか。	食事提供場所において、積極的な居場所づくりにむけ、児童館職員が子どもと関わりをもてるようにしてください。
20	どの児童館と連携すれば良いのか。	児童館職員と子どもとの関わりの観点から、出来る限り、子ども食堂を開催する場所に近接する地域児童館と連携をしてください。ただし、日程調整等の連絡は補助事業者が直接おこなってください。
21	児童館以外の場所での開催でも児童館職員は来てくれるのか。	市内地域児童館には、協力の要請をしております。計画時に直接児童館へ連絡をしていただき、日程等の調整をしてください。
22	児童館職員は何人参加してもらえば良いか。	1～2名程度を想定しております。
23	児童館職員への報酬はどのように支払われるのか。補助事業者からの報酬は必要か。	補助事業者からの報酬は想定しておりません。市と児童館で調整し、必要に応じて市から直接児童館職員へ支払います。
24	市からの児童館職員謝礼を受け取る場合、申請はどのようにするのか。	児童館職員より市へ申請をしていただきます。補助事業者による手続きはありません。
25	児童館都合で連携した開催ができなくなった場合の対応はどうか。	児童館職員が急遽参加できなくなった場合については、補助対象事業者のみで予定通り開催いただければ、補助対象となります。
26	発電機の使用は可能か。	児童館で開催する場合は安全面の観点より禁止いたします。